

学校体育施設開放利用者心得(R8.1 改訂)

※学校体育施設開放利用者は以下の心得を厳守して下さい。なお、心得に違反した場合は「三郷市立小中学校体育施設の開放に関する規則」の第12条により利用の取り消しや停止をする場合があります。

- (1) 利用時間の超過・前倒しをせず、準備及び片付け（清掃）を含め施設を利用すること。
- (2) 許可した日時以外の使用、駐車場や校舎周辺など許可を受けていない場所での活動・利用は絶対にしないこと。
- (3) 指定した場所以外には、自動車、バイク、自転車を乗入れ、又は駐車しないこと。
先生方や他団体の出入りに支障のないところに駐車すること。
駐車場で起こった事故はスポーツ振興課・学校は一切の責任を負いかねます。
- (4) 利用後は、グラウンド整備や清掃（モップ拭きなど）を実施し設備用具の整理整頓に務め、利用日誌を記入のうえ、照明と空調設備の電源を切り、戸締り・機械警備の設定を行い、速やかに退出すること。（鍵の取り扱いには十分注意すること。利用団体がSECOM解除操作を行わず、警備員が現場に駆け付けた事故がありました。）
- (5) 学校敷地内・付近での喫煙・飲酒・水分補給以外の飲食は行わず、ゴミは利用団体が責任をもってすべて持ち帰ること。学校周辺においても近隣住民に配慮すること。
- (6) 近隣の迷惑となる騒音・大声等は慎むこと。
- (7) 利用中、鍵は原則としてキーボックスに保管し、返却時は複数人で確認するなどして、持ち帰りが発生しないよう厳重に管理すること。
- (8) 学校が使用を許可していない備品は使用せず、使用を希望する場合は必ず事前に許可を得ること。
- (9) 登録種目に必要な施設以外（放送室・ステージ等）は絶対に立ち入らないこと。
- (10) 登録種目に必要な備品以外を持ち込んだり、使用しないこと。
- (11) 運動場では、床面の汚れに注意し、次の行為を禁止する。
 - ①屋内運動場への土足での出入り
 - ②水気のある物の使用
 - ③飲食物の持ち込み（水分補給の飲料を除く）
 - ④火気の使用
- (12) 施設設備・備品を壊したり又は失くしたりした場合やその他緊急性を要する事案が発生した場合は、必ず学校とスポーツ振興課に報告し（別紙 事故報告書）その指示を受けること。基本的に修繕等の費用は利用団体が負担することとする。
- (13) 利用団体は、使用権を譲渡・転貸しないこと。
- (14) 施設使用料は定められた期限内に必ず納付すること。
- (15) 利用団体は、スポーツ安全保険（または同様の保障内容を含む保険）に必ず加入すること。
- (16) その他、条例・規則を遵守し施設を利用すること。

※学校教育又は施設の管理上支障が生じたとき、その他緊急災害等のやむを得ない必要が生じたときは、利用中断を要請することができますので、その指示に従ってください。

三郷市立小・中学校体育施設の開放に関する要領

R6.4.1～

三郷市 スポーツ振興課

三郷市立小中学校体育施設開放とは、住民のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保のために、学校教育に支障のない範囲で、市内小中学校の運動場・屋内運動場の体育施設を住民に開放して利用してもらうことです。利用方法と注意点は以下の通りです。

1 利用時期と利用日

- ① 第一期(4月～7月) 第一期開放会議 4月中旬頃
- ② 第二期(8月～11月) 第二期開放会議 7月中旬頃
- ③ 第三期(12月～3月) 第三期開放会議 11月中旬頃
 - ・小学校 屋内…平日午後7時～午後9時、土曜・日曜並びに祝日の午前9時～午後9時
屋外…第2・4土曜、日曜並びに祝日の午前9時～午後5時
 - ・中学校 屋内…日曜から土曜午後7時～午後9時
それぞれ、各学校・地域により使用できない日時あり

2 利用できる団体基準

- ① スポーツ・レクリエーション活動を目的とした団体
- ② 市内在住・在勤・通学する10人以上の団体(市内で活動している団体に限る)
- ③ 成人の責任者を有する団体
- ④ 政治・宗教活動及び営利目的でない団体

3 利用時間と利用料

- ◎ 利用時間は原則コマ単位 1コマ（2時間） 600円
例外として、1コマ以上の奇数時間利用は可能 例) 1.5コマ（3時間） 900円
- ◎ 利用料は登録団体の区分によって異なり、次の5区分とします
 - ① 子供対象団体(児童生徒が構成員の半数以上)
 - ・ 無料
 - ② 高齢者対象団体(60歳以上が構成員の半数以上)
 - ・ 無料
 - ・ 減免申請書の提出が必要
 - ③ 障がい者団体(障がい者が構成員の半数以上)
 - ・ 半額 屋内屋外とも、2時間 300円
 - ・ 障がい福祉課へ「三郷市障がい者等の施設使用料減免団体登録申請書」を提出
 - ・ 減免申請書の提出が必要
 - ④ PTA団体(当該小中学校に在学する児童生徒の保護者が構成員の半数以上)
 - ・ 半額 屋内屋外とも、2時間 300円
 - ⑤ 一般団体(上記以外の団体)
 - ・ 屋内屋外とも、2時間 600円

4 複数団体の同時利用について

複数団体が同時に利用する場合の使用料は、各団体数で割って徴収する。

使用料計算方法

学校開放利用許可証の1コマ(2時間)に2団体以上が使用する場合

体育館を使用している団体で、それぞれ1/2の料金・1/3の料金を支払う。

(例1)一般団体とPTA団体が1コマに2団体で使用する場合⇒ 一般団体…300円
PTA団体…150円

(例2)一般団体とPTA団体と子ども団体が1コマに3団体で使用する場合⇒ 一般団体…200円
PTA団体…100円
子ども団体…無料

※使用料明細書には、回数、金額を月ごとに表示し、納付書を発行します。

5 冷暖房設備の使用料について

利用時間は原則コマ単位 1コマ（2時間）300円

例外として、1コマ以上の奇数時間利用は可能 例) 1.5コマ（3時間）450円

※冷房を使用した際は、学校開放利用日誌に使用した時間の記載をお願いいたします。

- ・デマンド計(電子式電力量計)で計測した値とかけ離れた値の場合は各団体に聞き取りをします。
- ・複数団体が同時に利用する場合の、冷暖房使用料についても各団体数で割った金額を徴収します。
- ※使用料については自己申告とし、次期の使用料と合わせて納付書を発行します。

※空調使用料については減免規定がありません。

6 振替記入用紙の提出と利用について

許可した部分が未利用の場合は振替えできる。振替時期は次のとおりとする。

◎振替記入用紙の提出時期

- ① 4月の第一期開放会議では、11月から3月までの利用中止分
- ② 7月の第二期開放会議では、4月から6月までの利用中止分
- ③ 11月の第三期開放会議では、7月から10月までの利用中止分

納付書の金額をそのまま納付する。下記の場合は次の期に振替え、利用料から差し引く。

- ・天候、学校行事で利用中止のときは、次期開放会議に振替記入用紙を提出し、振替えることができる。
- ・自己都合で利用中止するときは、あらかじめスポーツ振興課に連絡してから振替記入用紙に記入し、次期開放会議で提出する。なお、連絡が無く利用中止した場合は、振替えはできない。
- ・スポーツ振興課への連絡は、利用日当日までとする。(土日・祝日については翌開庁日までの連絡とする)

- ① 三郷市学校開放利用団体登録を申請 (4・7・11月上旬受付)
- ② 登録証の交付
- ③ 開放校ごとの開放会議に出席 (4・7・11月中旬頃)

利用日の決定 → 当該団体に通知

7 体育施設利用上の注意

いくつかの禁止行為があります。学校施設利用責任者のもと、施設の管理保全および事故防止に努めてください。

禁止行為の詳細は、「学校体育施設開放利用者心得」に掲載しています。

* 以下の場合、スポーツ振興課 学校開放担当まで速やかにご連絡ください。

- ・利用団体責任者の方の連絡先が変更になった場合

- ・利用団体の解散・活動停止等の場合(廃止届が必要)

スポーツ振興課 管理係 930-7760 (直通)

受付時間 8:30~17:15 土日祝・年末年始除く

○三郷市立小・中学校体育施設の開放に関する規則

令和2年3月24日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条第1項の規定に基づき、三郷市立小・中学校体育施設の開放に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「学校体育施設の開放」とは、住民のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲で、市の企画及び運営のもとに、所管の小学校及び中学校の運動場・屋内運動場の体育施設を住民に開放し、その利用に供することをいう。

(開放校の決定等)

第3条 市長は、学校体育施設の開放を行うときは、次の事項を決定し、公表するものとする。

- (1) 開放する学校(以下「開放校」という。)
- (2) 開放する施設(以下「開放施設」という。)
- (3) 開放する日及び時間

(開放施設の管理責任)

第4条 三郷市立小・中学校管理規則(昭和32年教委規則第6号)第26条第1項の規定にかかわらず、開放校の校長は、市長が学校施設の開放を行うものと決定した時間内においては、当該開放校の開放施設についての管理上の責任を負わないものとする。

2 前項の規定により、開放校の校長が負わぬこととなる開放施設についての管理上の責任は、利用者の責めに帰すべきものを除き、市長が負うものとする。

(運営委員会)

第5条 開放校ごとに開放施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くものとする。

2 運営委員会は、開放施設、日時等学校体育施設の開放の運営上必要な事項を協議し、その結果について市長に報告するものとする。

3 運営委員会は、校長、PTA会長、スポーツ推進委員及び利用団体の責任者の代表をもって組織する。

4 運営委員会に、委員長を置き、校長をもって充てる。

(利用者の範囲)

第6条 開放施設を利用できる者は、次に掲げる要件を備えた団体とする。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動を目的とした団体であること。
- (2) 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する10人以上の者(市内で活動している者に限る。)で構成された団体であること。
- (3) 成人の責任者を有する団体であること。
- (4) 政治活動・宗教活動及び営利を目的としない団体であること。

(登録)

第7条 開放施設を利用しようとする団体は、学校開放利用団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、利用団体の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録申請期間は、毎年4月、7月及び11月上旬の別に定める期間とする。
- 3 市長は、登録の申請について、利用の登録を適當と認めたときは、学校体育施設利用団体登録証(様式第2号)を当該団体に交付するものとする。

(利用団体代表者会議)

第8条 開放施設の利用の調整を図るため、開放校ごとに利用団体代表者会議を置くものとする。

- 2 利用団体代表者会議は、開放施設を利用しようとする団体の代表者をもって構成する。

(利用の許可)

第9条 開放施設を利用しようとする団体は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前条の利用団体代表者会議の結果を考慮し、開放施設の利用を許可するものとする。
- 3 市長は、前項の許可をするときは、学校開放利用許可証(様式第3号)により、当該団体に通知するものとする。

(利用責任者)

第10条 前条の規定により開放施設の利用許可を受けた団体は、学校施設利用責任者を置かなければならない。

- 2 学校施設利用責任者は、市長の指示により、開放施設の管理保全及び開放施設を利用する者(以下「利用者」という。)の事故防止に努めなければならない。

(禁止行為)

第11条 利用者は、開放施設の利用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定した設備以外の設備を使用すること。
- (3) 指定した場所以外の場所を使用し、又は自動車等を乗り入れ、若しくは駐車すること。
- (4) 飲酒すること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 指定した場所以外の場所において飲食・喫煙すること。
- (7) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者及び近隣住民に迷惑を及ぼすこと。
- (8) その他市長が定める利用者心得及び学校の定める使用規則等に反すること。

(登録の取消し及び利用の停止)

第12条 市長は、第9条第1項の許可を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第7条第1項の登録を取り消し、又は開放施設の利用を停止することができる。

- (1) 利用者が、この規則及び利用者心得に違反し、又は運営委員会の指示に従わないとき。
- (2) 利用者が、開放施設を目的以外に使用したとき。
- (3) 学校教育又は施設の管理上支障が生じたとき。
- (4) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用者の賠償責任等)

第13条 利用者は、開放校の施設又は付随する設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに市長及び校長にその旨を届け出なければならない。

2 利用者は、故意又は過失により開放施設又は付随する設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、賠償の責めを負うものとする。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する

三郷市立小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第13条第1項の規定に基づき、三郷市立小・中学校体育施設の開放（以下「学校体育施設の開放」という。）に関する使用料について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校体育施設」とは、屋内運動場及び屋外運動場をいう。

(使用料の納付)

第3条 学校体育施設の開放の使用許可を受けた者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。

屋内運動場	1時間につき 300円
屋外運動場	1時間につき 300円

(使用料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 児童生徒を主な構成員とする団体が利用する場合
- (2) 小・中学校PTAを構成員とする団体が当該小・中学校体育施設を利用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため、学校体育施設の開放の使用許可を取り消したとき。
- (2) 使用許可を受けた者の責任によらない理由により、小・中学校体育施設を使用することができなくなったとき。
- (3) 使用開始前に使用許可の取消し又は変更の申出をし、三郷市教育委員会がこれを承認したとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

三郷市立小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市立小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例（平成16年条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納入期限)

第2条 条例第3条に規定する使用料は、三郷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める期限までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 条例第4条の規定による使用料の減免は、同条第1号に該当する場合は、使用料を免除し、同条第2号に該当する場合は、使用料の半額を減額する。

(使用料の還付請求)

第4条 条例第5条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、学校体育施設使用料還付請求書（様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

改正する規則は、平成19年4月1日から施行する。